

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象の発生について
(4号機)

平成 23 年 3 月 12 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

福島第二原子力発電所 4 号機（沸騰水型、定格出力 110 万キロワット）は、地震の影響により、3 月 11 日午後 2 時 48 分、原子炉を停止しました。

その後、原子炉の冷却のため、復水補給水系で注水していましたが、午前 6 時 7 分に圧力抑制室の温度が 100 度を超え、原子炉の圧力抑制機能喪失したことから、午前 6 時 7 分、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の特定事象が発生したと判断しました。

○ 安全性、外部への影響

- ・ 現時点において、原子炉内の照射済み燃料体を冷却するための水位は確保されております。
- ・ 発電所の敷地境界に設置しているモニタリングポストにおける指示値は通常値と変化なく、現時点において外部への放射能の影響は確認されておられません。

引き続き、排気筒や放水口等からの放射性物質の放出の可能性について詳細に監視してまいります。

以 上